

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 28 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

1 監査の実施期間

令和 5 年 12 月 26 日(火)から令和 6 年 2 月 28 日(水)まで

2 監査の対象部課等

都市建設部（土木建設課、建築課、農業土木課）

3 監査の対象及び範囲

都市建設部（土木建設課、建築課、農業土木課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 5 年 10 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び債権管理事務に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 9 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

土木建設課

1 県外旅行命令について（局長指摘事項）

飯塚市事務決裁規程別表第1によれば「(15) 部次長、課長及び所属職員の県外の旅行命令に関すること。」は、部長専決事項（係長以下の職員は部次長専決事項）と規定されている。

しかしながら、課長補佐以下の職員の県外旅行命令について、決裁権限のない課長が決裁を行っていた。

早急に決裁を受けるとともに、今後は規程に基づき適正に事務処理を行うこと。

○令和4年度 4件（うち公用車4件）

○令和5年度 6件（うち公用車1件）

2 旅費の精算について（局長指摘事項）

飯塚市職員等旅費条例第11条第2項によれば、「概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に（略）当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。」と規定されている。

しかしながら、水江雨水ポンプ場新設事業工場立会検査（4箇所）にかかる旅費について概算払いを受けているが、そのうち3箇所の同額精算処理が行われていなかった。

早急に精算手続きを行うとともに、今後は規程に基づき適正に処理すること。

3 プリンター消耗代契約について（局長指摘事項）

物品として購入したカラーレーザープリンターについて、プリントに必要なトナー等の消耗品の供給及び機器の保守点検費用を、使用枚数あたりの単価契約とするプリントサービス契約を締結しているが、契約内容を確認したところ、プリンターの設置を含む条項が記載された契約書となっていた。

契約内容について確認を徹底し、今後は適切な事務処理を行うこと。

農業土木課

1 法定外公共物占用料の債権管理について（委員指摘事項）

法定外公共物占用料の債権管理事務については、以前より問題点を指摘し是正及び改善を求めていたが未だに是正改善が図られず、今回の監査においても次の

ような極めて不適切な事務処理が確認された。

- ・債権管理台帳の「債権徴収に係る履歴（債務者ごとの追跡調査記録）」について、不納欠損処理が必要な者以外の更新がされておらず、令和4年度以降は新規債務者の追加がされていなかった。
- ・実際には行っていない催告書の発送について追跡調査記録に記載し、時効（5年）として不納欠損を行っていた。
- ・令和4年度末に不納欠損処理をした際に、対象者の漏れがあった。
- ・申請書を提出していない更新対象者に対し、更新すべきかどうかの確認をしないまま占用許可を行い、占用料を課している。
- ・占用料を納めていない占用者に対し、占用許可取消し等の処分についての協議を行っていない。
- ・令和5年度の督促状を発していない。
- ・平成31年3月以降催告書を発していない。
- ・電話、訪問等の債権回収の交渉を全く行っていない。
- ・令和5年度法定外公共物（農業・林業用）占用料納付書の発送について、決裁を受けずに送付していた。
- ・令和5年度法定外公共物（農業・林業用）占用料納付書の納期限（更新の場合は条例で5月31日）、及び令和5年度滞納繰越調定書（令和3年度以前滞納分）の調定日を誤っていた。

上記の事実以外にも不適切またはそのように疑われる事務処理が見受けられ、法定外公共物占用料の債権管理については問題が山積している現状にあり、管理監督者の責任は非常に重いものがある。

管理監督者は職責を十分に自覚し、事務の確認体制の徹底を図るなど、組織として適切な事務処理が行われるよう早急に体制を整備すること。

1 土地賃貸借契約について（局長指摘事項）

地方自治法においては、自治体予算は年度ごとに作成し、翌年度以降の予算を拘束してはならない（予算単年度主義）と規定されているため、予算の裏付がない複数年の契約は原則的には認められていない。ただし、地方自治法第214条に基づく債務負担行為、あるいは、同法第234条の3に基づく長期継続契約によって、例外的に複数年契約が可能とされている。

しかしながら、農業用水路敷土地賃貸借契約について確認を行ったところ、予

算の裏付けのないまま、令和4年度から令和6年度までの3年間の借地料を定めた契約を締結していた。

令和7年度の契約更新時は、長期継続契約もしくは契約期間の見直しを行い、法令に基づいた適切な事務処理がなされるよう、貸主と協議を行うこと。

2 しゅん工検査について（局長指摘事項）

鯉田堤田地区農道維持工事において、工事で発生した残土処分の捨土運搬集計表を確認したところ、しゅん工検査後に捨土運搬を行っていた。

本来であれば、最終運搬日以降にしゅん工を認めるべきであり、しゅん工検査が適切に行われたか疑義が生じる。

今後、しゅん工検査の際には、提出書類の確認を徹底すること。

- ・しゅん工日：令和5年4月24日
- ・しゅん工検査日：令和5年4月24日
- ・捨土運搬日：令和5年4月24日、令和5年4月25日

3 作業完了確認について（局長指摘事項）

下記災害復旧作業において、受注者から提出された作業写真を確認したところ、他の災害復旧作業の写真が混在していたにもかかわらず、作業の完了を認めていた。

作業完了確認においては、提出書類の確認を徹底すること。

- ・内浦林道①災害復旧作業、内浦林道②災害復旧作業、
内浦林道③災害復旧作業
- ・建花寺小切畑林道災害復旧作業（8月14日完了）、
同復旧作業（10月20日完了）

4 旅行命令について（局長指摘事項）

飯塚市事務決裁規程別表第1（第4条、第8条関係）によれば、「部次長、課長の県内旅行命令に関すること」は、部長専決事項とされているが、課長の県内旅行命令を次長決裁としていた。

早急に決裁を受けるとともに、今後は規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

5 文書管理について（局長指摘事項）

飯塚市情報公開条例第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないこ

とができるものとして、同条第 1 号は個人に関する情報、同条第 2 号は法人に関する情報が規定されている。

また、飯塚市情報公開条例解釈運用基準においては、その詳細が示されており、生年月日及び個人の経歴及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由が記載されていないものが散見された。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。